

を棄てて逃ぎ、他国に踰びふるひと、此の甚しきに逾ぎたるは無し。広虫女、宝龜七年六月の一日に、疾病の床に臥して、數の日を歴。故に七月の二十日に至りて、其の夫並に八の男子を呼集めて、夢に見る状を語りて言はく「閻羅王の闕に召されて、三種の夢を示さる。」一は、三宝の物を多く用て報さざる罪。二は、酒を嗜りて多の水を加へて多の直を取る罪。三は、斗升斤を兩種用て、他に与ふる時に七目を用、乞ひ徴る時に十二目を用て収る。此の罪に依りて汝を召す。現報を得べし。今汝に示すなり」といひて、夢の状を伝語りて、即日死亡ぬ。七日を遂て、焼かずして置く。禪師と懷婆塞と三十二人を請集め、九日の頃に、願を發して福を修ふ。其の七日の夕に、更甦還りて、棺の蓋自づから開く。是に棺に望みて見れば、はなはだ臭きこと比無し。腰より上方は、既に牛と成る。額に角生え、長四寸ばかりなり。二の手足の足と作り、爪抜けて牛の足の甲に似たり。腰より下の方は、人の形と成る。飯を嫌ひて草を噉む。食ひ已りて齧齧む。裸衣にして著ず、糞土に臥す。東西の人念々しく走り集りて、怪び視隙視て、息むことなし。大領と男女、愧恥ぢて感慟み、五体を地に投げて、願を發すこと量無し。罪の報を贖はむが為に、三木寺に家の内の雜種の財物を進入れ、東大寺に牛七十頭と馬三十疋と治田二十町と稻四千束とを進入れて、他人に負せたる物は、みな既に免す。国司郡司司見て解を官に送らむとする比頃、五日を経て死ぬ。国挙りて摠郡見聞く人、喟然き慄然ふ。因果を睨みずして、理にあらざ義無し。是を以ちて定めて知る、理にあらざは現に報い、義無くは悪しく報ゆるなり。現報すらなほし然り。いはむやまた後報をや。經に説きたまふが如し「償物を償はざれば、馬牛と作りて償ふ」と。負へる人は奴の如く、物主は君の如し。負へる人は鳩の如く、物主は鷹の如し。ただし物を負すといへども、徴ること分にあらざは、返りて馬牛と作りて、また償ふ人に役はれむ。故に過え徴ることなかれ。

鞆の目の穴に笥の擗すを脱ちて祈りて壺しき表を

示す縁 第二十七

白壁天皇の世の玉龜九年 戊午の冬十二月の下旬に、備後国葦田郡大山里の人品知牧人、正月の物を買はむが為に、同じき国深津郡に深津市に向きて往く。中路に日晚れて、葦田郡に葦田竹原に次る。宿れる処に呻ふ音有りて言はく「痛、目」といふ。牧人聞きて竟夜寢ずして甦る。明日に見

二ちようど四十九日にあたるのは何か意味があるのか。  
 三広虫女はことばを發することができない姿に變ずるので、ことばを發することができなくなつてから言うべきことを事前に示す場として、夢が述べられる。  
 四たとえは四分律行事鈔・中ノ一、善悪因果經などにみえる。  
 五復元酒者、加三益水等、而取酒価、如是是壳酒者、有偷盜過二(正法念處經・八、攻証)、全身如水著酒中、沾与入者、死於水中虫、又生人間、水斷斷氣而死(善惡因果經)などとみえる。六下巻二十二條。  
 七日間には広虫女の死骸を焼かずに置いていたのだが、その七日の夕方に広虫女は蘇生した。下文の「其七日夕の二其を重視するならば、これ以外の解は考えにくい。  
 八禪師と懷婆塞とを三十二人あつて九日間の修福の仏事をおこなつていた。説明の文が挿入されているのである。「九日之頃」とあるのは、夫と八人の子との合計九人の遺族が記述されていることとかかわるか。三十二人という数字が何を意味するのかわからない。  
 九上巻十條、二十條、中巻五條、九條、十五條、三十二條。一〇中巻十六條。  
 二原文「五体投地。懺悔するばあいにもおこなわれた。」下巻六條。  
 三下巻二十四條。二末詳。  
 四なぜここに東大寺への寄進が述べられるのかは、あきらかでない。当時、讚岐国には東大寺の封戸が百五十戸存した。  
 五上文に「富貴宝多、有馬牛奴婢稻錢田畠等」とみえる。  
 六本説話は、この解にもとづくのであろう。

東大寺への寄進の内容の記述が詳細なのは、その解の記述の反映であらう。  
 二寺への寄進によつて広虫女の生前の罪は贖われたのである。この「死」は、より高い地位の存在への転生を暗示する。  
 三成実論・六業品の取意か。→中巻三十二條。

第二十七縁 あやしき表(一)の説話。

元七七八年。

- 一 大山里は未詳。
- 二 広島県吾品郡、福山市、府中市あたり。
- 三 土佐日記によれば、屠蘇(ササ)、白散(ハクサン)(以上、薬酒、芋茎(イモ)、荒布(アラフ)、齒固(ハシガタ)、押鮎(オシナ)、食物、鱈(タラシ)の頭、椋(トビ)の付いた注連繩(ツルナ)。延喜式・内膳司には、「正月三節として、米、糯米(コメ)、糯稻(アハヒ)、穀(カシ)、小麥、荳子(マメ)、胡麻子(ゴマ)、粟子(アワ)、粟子(アワ)、酒、濁酒、酢、油、醬(カシ)、調味料の一種)、塩、東饗(トウモロコシ)、鹽(カシ)、煮鹽魚(シラエ)、螺(カタ)、巻貝、菜菔(ダイコン)、海苔、干薑(カシ)、乾燥した生薑、干菓子(カシ)、搗栗子(カシ)、生菓子(カシ)、干菓子(カシ)、椎子(カシ)、橘子(カシ)、柿菓子(カシ)の枝のついたもの、撥菓子(カシ)、微小菓(カシ)がみえ、元日より三日まで供するもの、糟漬瓜(カシ)、鹿(カシ)、鹿の肉、猪(カシ)、猪の肉)、煮漬鮎(カシ)がみえる。
- 三 福山市あたり。原文「向国深津郡に深津市」而往。
- 四 未詳。原文「葦田郡葦田竹原」。
- 五 あり、目。「秋風のふくたびごとにあなめあなめ」神宮文庫本小町集・六。

れば一の鬮體有り。筭目の穴に生えて申かぬ。鬮せる竹を解き免ち、自づから食ふ所の餉を以ちて饗して言はく「吾れに福を得しめよ」といふ。市に到りて物を買ふ。買ふごとに意の如し。彼の鬮體折れるに因りて恩を報ゆるかと疑ふ。市より還來り、同じき国の竹原に次る。時に彼の鬮體反りて生ける形を現して、語りて言はく「吾れは葦田郡窟六国郷の穴君の弟公なり。賊伯父秋丸に殺さるる是れなり。風吹きて動くごとに我が目はなはだ痛む。仁の弘き慈を蒙り、痛き苦既に除りて、今飽きて慶を得たり。其の恩を忘れず、幸の心に勝へず、仁者の恩を酬いむと欲ふ。我が父母の家は、窟六国里に有り。今の月の晦の夕に、吾が家に臻れ。彼の霄にあらざれば恩を報いむに由無し」といふ。牧人聞きて、ますます怪びて、他人に告げず。期れる晦の暮に彼の家に至る。靈牧人の手を操り、控きて屋の内に入り、具くる所の饌を譲りて饗して共に食ひて、残る所をみな裹み、并に財物を授く。良久にありて彼の靈倏忽に現れず。父母諸の靈を拜まむが為に其の屋の裏に入り、牧人を見て驚きて、入り來る縁を問ふ。牧人是に先の如く具に述ぶ。因りて秋丸を捉り、殺せる所を問ひていはく「汝の先の言の如くは、汝吾が子と俱に市に向ふ、時に汝他の物を負ひていまだ其の債を償はず、中路にして遇ひて徴り乞はれ、弟公を捨てて來る、もし來るやいなや、といふ。我れ汝に答へて言はく「いまだ來らず。視ず」といふ。今聞く所は、何すれぞ先の語に違ふ」といふ。賊盜秋丸、摠意慘然み、事を隠すこと得ず、すなはち答へて言はく「去年の十二月の下旬に、元日の物を買はむが為に、我れ弟公を市に率往く。持つ所の物は、馬と布と綿と塩となり。路中に日晩れて竹原に宿る。竊に弟公を殺し、彼の物を擲り、深津市に到りて馬を讃岐国の人に売り、自余の物等は、今出し用るなり」といふ。父母聞きていはく「嗟呼、我が愛子は汝に殺さる。他の賊にあらざるなり」といふ。父母兄弟を問つことは、葦蘆の隙の如し。故に内に其の過失を匿し、見えずより外に償出す。すなはち牧人を礼み、また飲食を饗す。牧人還來りて、状を以ちて転へ語る。夫れ日に曝れる鬮體すらなほし是くの如し。食を施して福を報いられ、恩を与へて恩を報いらる。何にいはいむや、現の人にしてあに恩を忘れむや。涅槃經に説きたまふが如し「恩を受けば恩を報ゆ」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

一植物に眼窩を買かれた鬮體を厚く擲る例に、  
 広記・二七六所引述異記・屠氏婢・草、敦堀本搜  
 神記・侯霍・末、広記・三二八所引広異記・張琮  
 竹野・江家次第・十四や和歌童蒙抄・七にみえ  
 二九所引広異記・狄仁傑は樹根に貫かれた死屍  
 の例、不遇なる死屍に酒食を供したり改葬した  
 りて報恩される例に、広記・三二〇所引幽明  
 録・恒崇、同・三五二所引劇談録・主輔、同・三一  
 四所引神神録・郭厚、同・三五〇所引西陽雜俎・  
 郝惟諒、同・三四七所引伝奇・趙合などがある。  
 二 敦堀本搜神記・侯光侯周では、一死人を発見  
 した郭敵はその死人を埋蔵して九十余日のあい  
 だ食飯をもつて祭つた、とされる。広記・三二  
 〇所引幽明録・任懷仁では、塚を発見した徐祚  
 は三時の食を分ちて祭つた、とされる。本説  
 話でも下文では「施食報恩」として、食を供し  
 たことを中心として把握されている。  
 三 区は「變」の省文に由来するか。  
 四 未詳。  
 五 未詳。本説話以外に所伝をみない。窟六国郷、  
 穴君の弟公、目の穴、というイメーヂの結びつ  
 きがみられる。  
 六 大晦日。→上巻十二縁。  
 七 その夜ではないならば恩がえしをする方法が  
 無い。  
 八 穴君の弟公の靈。弟公の姿(上文にいう「生  
 形」)をしていたのであろう。  
 九 死者の魂のために供えられた飲食。→上巻十  
 二縁。  
 一〇 みやげとして持ち帰らせる。このようなこ  
 とが述べられるのはきわめてめづらしい。  
 一一 上巻十二縁では当初から靈は姿をあらわし  
 ていない。本説話では「生形」をもって行動して  
 いた。  
 一二 弟公の父母は。  
 一三 「我と汝子、俱向於市、時我負他物、未  
 償其債、遇於中路、而徴乞之、弟公捨而來  
 之、若來不也」と、秋丸は父母に言ったのであ  
 る。  
 一四 犯罪。  
 一五 宝龜八年(七七七)。  
 一六 原文「我子弟公、率往于市。」与「は、  
 一」をの意。  
 一七 深津市からは瀬戸内海を隔てて対岸にあた  
 る。讃岐国と深津市の交通に関しては、不明な  
 点が多い。  
 一八 底本原文「問父母之弟」。意をとりがたいの  
 で、「問父母兄弟」と訂した。父母兄弟の關係は  
 葦の隙のようだ。「如葦蘆之隙」は、密接であ  
 る、親密である、の意か、疎である、疎遠であ  
 る、の意か、不明。攻訐は將門記「夫婦者親而  
 等」瓦、親戚者疎而喻葦」の例と実語教の例と  
 をあける。將門記の例の解には諸説がある。  
 一九 原文「不見之外」。→中巻四十二縁。  
 二〇 擲の意に用いられている。  
 二一 原文「尚故」。  
 二二 一我經中説、我眷屬者、受恩能報(大般涅槃  
 經、師子吼菩薩品。小泉道の指摘がある)。

第二十八縁 あやしき表(い)の説話。

一 和歌山市梅原、栄谷、中あたり。  
 二 所在不明。三 原文「初夜」。下文に「毎夜と  
 あるように、いく夜にもわたる期間のできごと  
 である。その最初の夜、の意。六時のひとつの  
 「初夜」ではない。